

訴 状

2022年11月04日

原告 八木橋 健太郎

東京地方裁判所民事部 御中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

懲罰取消等請求事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙額 13,000円



第1 請求の趣旨

- 1 処分行政庁が、原告に対し、2022年3月25日に執行した閉居罰等懲罰を取り消す。
  - 2 裁決行政庁がした、東管令和4年(審)第388号審査の申請に対する裁決を取り消す。(2022年5月16日裁決書交付)
  - 3 被告は、原告に対し、金160万円及び内金50万円に対する2022年3月25日から、内金100万円に対する同年3月14日から、内金10万円に対する同年5月16日から、それぞれ支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
  - 4 訴訟費用は、被告の負担とする。
- この判決を求める。

## 第2 請求の原因

### 1 前提となる事実

#### (1) 原告について

原告は、2019年9月17日に東京地方裁判所で懲役7年の有罪判決を受け、同年12月17日に判決が確定し、刑の執行が開始された。その後、2020年3月5日に喜連川社会復帰促進センター(以下「施設」という。)へ移送され、2022年6月8日に長野刑務所へ移送されるまでの期間、受刑者として施設に収容されていた。現在は、長野刑務所に収容されている。

#### (2) 有形力行使及び懲罰執行の経緯

ア 原告は、金属に対するアレルギーがあり、皮膚に金属が接触することで痛みを感じ、発赤などの症状を伴う体質である。そのため、身柄拘束前の生活においてはひげを剃っておらず、樹脂製のアタッチメントを装着したトリマーを使用し短く刈ることで処理していた。そして、やむなく剃る必要がある場合は、低刺激性の外刃でアレルギー反応が出づらくかつ短時間で処理ができる、高性能な電動シェーバーを使用していた。また、歯科治療の際は、セラミックなどのメタルフリー素材で対応していた。

イ 刑が執行された後は、痛みを耐えながらひげを剃っていた。しかし、2021年7月下旬頃から、ひげを剃った後のアレルギー症状が悪化してきたため、同年8月10日の医務回診で、症状の悪化を説明したうえ医師の診察を求めた。同年9月13日に診察が行われ「痛みや発赤といった症状及び金属アレルギーである」ことを伝えた。これに対し医師は「金属アレルギーであると思われる」と所見を述べてロコイド軟膏を処方した。そして「症状が出たら薬を塗って経過を観察し、改善がないよ

うなら再度診察を申し出るように」と指示した。その後、しばらく経過を観察したが、改善が認められないため再度診察を求めた。同年11月25日に再度診察が行われたため「薬を塗って経過観察するも改善がない」とも伝えた。これに対し医師は「この施設ではパッチテストができないため断言は避けるが金属アレルギーと考えられる、根本的に発症を防ぐには、アレルゲンとなる金属との接触を避ける他なく、これは社会一般の医療水準においても同様の結果になり、受刑者でない一般の患者であろうと同様の所見を述べている、ひげの処理を行うのであれば、身柄拘束前に原告が行っていた方法が、医学的見地からすると望ましい」と所見を述べたうえで処理方法を指示した。

ウ 医師からの指示があった後も、施設からひげの処理に関する処遇変更の告知などがなかったため、2021年12月6日に行われた診察に立ち会っていた施設医務課看護師の副看守長職員に対し「同年11月25日の診察で医師のした指示内容を処遇に反映するように」と求めた。同職員は、その旨処遇へ伝えることを承諾したうえで「原告からも願せんでトリマーの貸与を申し出るように」と指示した。原告は同年12月7日に「現在施設で理髪の際に使用している樹脂製アタッチメントを装着したトリマーの貸与」を求めた。これに対し施設は同年12月14日「貸与しない」と決定し告知した。原告はこの決定に対し同年12月16日「医師の指示に反さずかつ苦痛を伴わないひげの処理方法の教示」を求めた。あわせて「教示がない場合は原告の判断で処理を行う」と通知した。そうすると施設は同年12月17日の11時頃、原告の顔の下半分及び上半身の写真をそれぞれ1枚撮影し、同月22日に「当施設が現在貸与している電気カミソリを使用し、症状が出たら処方された薬を使用すること、苦痛を感じない処理方法は必要性がないため教示しな

い」と決定し告知した。しかしながら、2022年1月の理髪からは、医師の指示があるということも理由に、本来はアタッチメントを装着せずトリマーの刃で直接理髪する箇所において、樹脂製のアタッチメントを装着し理髪するという同指示に合った特別な処遇に変更された。

エ 原告は2022年1月20日に行われた診察で、ロコイド軟膏の継続処方求めた。これに対して医師は「用途及び症状」を原告に訊ねた。原告は「以前も説明したとおり金属アレルギーで、ひげを剃った後に塗る」と答えた。そうすると突然、この診察に立ち会っていた施設医務課主任のA副看守長が「金属アレルギーの話はするな、診察は終わりだ、診察室から出る」などと言い、原告と医師の間に立ちはだかって診察を妨害した。原告は「不当な要求などの反則行為をしているわけではなく、正当に診察を受けているだけなので、診察が終わるまで退室する理由はない」としてこれを拒否した。そして診察の継続を試みたが、同Aの執拗な妨害及び有形力行使による強制退室を目的とした警備隊等職員を招集する指示の発令を確認したため、これ以上正常な診察の継続は困難であると判断して退室した。原告は同年1月24日付けで「こうした診察の妨害は違法である」として、施設長に対する苦情の申し出をした。これに対して施設は同年1月31日に「調査の結果、診察に違法性は認められず不裁扱」と決定し告知した。

オ 2022年2月10日に行われた診察には、施設処遇首席の矯正副長職員、施設第4区長の軽部看守長、A副看守長、施設医務課準看護師の看守部長職員、嘱託看護師が立ち会った。原告はこの診察で「電気カミソリを使用した際の症状、ロコイド軟膏の効果がないこと、異汗性湿疹と考えられる症状がたま

にあること、過去に金属アレルギーと診断されたことがある」と説明し「これらを踏まえたとうえで、こうした症状に対する診断書を、医師法19条2項に基づいて作成するように」と求め、医師はこれを承諾した。さらに原告は「パッチテストが行えないことを理由として確定診断ができず、そのため診断書の作成ができないなどあれば、その旨について正確に診療録へ記録するように」と求め、医師もこれを承諾し診察を終えた。

カ 2022年2月28日、原告はアレルギー症状に耐えながらひげを剃ることが限界になった。そして、これ以上医師の診察を受けたとしても、既に医学的に正しい対処方法など適切な指示を受けていることから、再診は現状の問題を解決するには資さないと判断した。これらを理由に、あらかじめ施設に通知したとおり原告自身の判断で、比較的アレルギー症状が軽い部分である、下唇下部及び両頬の一部に限ってひげを処理するようになった。

キ 2022年3月14日に行われた3月度の理髪においても、施設第3区第1主任のB副看守長が立ち会いのうえ、同年1月に変更された方法で処遇を受けた。理髪の後、同Bは樹脂製アタッチメント未装着のトリマーを示しながら「ひげを剃るように」と指示した。これに対し原告は「樹脂製のアタッチメントを装着しなければアレルギー症状の発症を防ぐことができず、医師の指示にも反する」としてこれを拒否した。そうすると還室後、施設第3区第2主任のC副看守長らに理髪室へ連行され、椅子に座るよう指示されたためこれに従った。ここに施設第3区長の西尾看守長が複数警備隊職員らと訪れ、施設で貸与している電気カミソリ及び樹脂製アタッチメント未装着のトリマーを示したうえで「ひげを剃るように」と指示した。

これに対し原告は「正当な理由をもって拒否する」と答えた。この原告の回答をもって同西尾は、原告の両腕を拘束し制圧したうえでひげを剃り、その状況を撮影するように各職員に指示した。そして、指示を受けた職員らはそれぞれ有形力の行使に及んだ。原告は終始完全に無抵抗であったが、右腕は強い痛みを感じるほど締め上げられた。そのため、右腕が痛いことを訴えるも同西尾は「力を抜くように」と原告に指示するばかりで対応せず、右腕を拘束していた警備隊職員は、さらに強い力で締め上げた。（以下「本件有形力行使」という。）ひげが剃り終わると拘束は解除された。そして「ひげを剃らなかったことで調査にする」と決定し告知した。

7 2022年3月17日に、ひげを剃らなかったという反則容疑で取調べが行われた。この際に、反則容疑が反抗に変更された。同年3月22日及び23日にも取調べ及び調書の作成が行われた。そして、同年3月24日に開催された懲罰審査会に出席し「反則行為とされる事実については認めるが、正当な理由に基づいた行為であり、不当な方法による反抗には当たらず、遵守事項に反するものではないため、この点については争う」と意見を述べ弁解した。同審査会の結果、同年3月25日に「反則容疑事実を認定したうえで閉居10日とする」と決定し告知、閉居罰等懲罰の執行を開始した。（以下「本件懲罰」という。）

### (3) 裁決の経緯

2022年3月26日に原告は、本件懲罰を不服として審査の申請を行った。（東管令和4年（審）第388号。以下「本件審査の申請」という。）これに対し東京矯正管区長は同年5月11日付け同月16日に「本件懲罰の執行は既に終了しており、不服

を申し立てる法律上の利益が存在しない不適法なものである」として却下の裁決をした。(以下「本件裁決」という。)

#### (4) 他の刑事施設における判断及び処遇

2022年6月8日、原告は長野刑務所に移送された。長野刑務所は、原告が金属アレルギーであることを了知しており、通常同刑務所で貸与しているT字カミソリや自弁購入品の廉価な電気カミソリではなく、低刺激性の外刃でかつ短時間で処理することができる高性能な電気シェーバー「BRAUN SERIES 3 Pro skin model 3020s」を取り急ぎ使用するよう指示し貸与した。原告は同年6月15日に「樹脂製のアタッチメント及びトリマーの使用許可及び貸与」を求めた。これに対し長野刑務所は同日「当施設は医師の指示にしたがい適法な処遇を行う、そのため再度当施設で診察を受けたうえで、医師が必要と判断すれば許可する」と決定し告知した。同年6月21日に診察が行われ、医師は「金属との接触を避けるための措置を講じることが望ましい」と所見を述べたうえで、立ち会いの長野刑務所医務課職員に対し「原告の説明しているトリマーを貸与するように」と指示した。同年7月1日に長野刑務所は「現在当施設に原告の説明するようなトリマーの準備がないため現状貸与することが難しい」としながらも「導入については検討しているが、現在貸与中の電動シェーバーの使用について医学的見地からして問題がないか、再度医師の診察を受けたうえで、本経緯の説明も含めて既に貸与中ではあるが、電動シェーバーの貸与を願せんで申し出るように」と決定し告知した。原告は告知にしたがい、同年7月4日に経緯の説明とあわせて電動シェーバーの貸与を求めた。同年7月5日に診察が行われ、医師は「現在の症状を鑑みれば、貸与中の電動シェーバーの使用は差し支えないと思われる」と所見を述べた。同年7月12日に「金属アレルギーの検査とし

てパッチテストを実施したうえでトリマーの導入を検討する、同テストが実施され結果が出るまで、当然これまでと同様に現在貸与中の電動シェーバーの使用及び貸与を許可する」と決定し告知した。そして、長野刑務所では、毎日のひげ剃りを受刑者に課してはならず、週に2回の機会を付与している。

## 2 違法である理由

請求の趣旨/ないし3に関する違法の主張は、追って準備書面により明らかにする。

## 3 損害

原告は、上記違法な本件懲罰により、居室内において規定の体勢のまま10日間にわたって終日謹慎のうえ各種権利を制限され、本来該当する制限及び優遇区分で処遇を受けるといふ、人格的利益及び法的地位を侵害された。

また、上記違法な本件有形力行使により、両腕を拘束されて制圧され、医学的に誤った方法で強制的にひげを剃られアレルギー症状により激しい痛みを感じ、人格的利益を侵害された。

さらに、上記違法な本件裁決により、本来法律に基づいて正当な審査を受け保護されるべき利益を侵害された。

こうした上記侵害により重大な精神的苦痛を被った。これらの損害を金銭に換算すればそれぞれ、本件懲罰については金50万円、本件有形力行使については金100万円、本件裁決については金10万円を下らない。

第3 結語

よって、原告は被告に対し

- 1 2022年3月25日に執行した閉居罰等懲罰の取消しを
- 2 2022年5月16日に、東管令和4年(審)第388号審査の申請に対してされた裁決の取消しを
- 3 国家賠償法1条1項に基づいて、金160万円及び内金50万円に対する2022年3月25日から、内金100万円に対する同年3月14日から、内金10万円に対する同年5月16日から、それぞれ支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払いを  
求める。

証拠方法

追って証拠説明書により行う。

附属書類

1 訴状副本

01通

別紙

当事者目録

382-8633 長野県須坂市馬場町1200(送達場所)  
原 告 長野刑務所被収容者 八木橋 健太郎

100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1  
被 告 国 代表者法務大臣 葉 梨 康 弘

329-1493 栃木県さくら市喜連川5547番地  
処 分 行 政 庁 喜連川社会復帰促進センター

330-9723 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1  
さいたま新都心合同庁舎2号館13階  
裁 決 行 政 庁 法務省東京矯正管区